

平成 29 年度長期優良住宅化リフォーム推進事業 住宅性能に係る評価基準

補 足 説 明 資 料

平成 29 年 6 月 5 日

評価基準のうち、「その他同等の措置」が認められている項目等について、以下のとおり補足説明する。

1. 構造躯体等の劣化対策（木造）

対象項目	説明
b 土台(1)④	●以下を同等の措置として認める ・住木センターの優良木質建材等認証(AQ)の保存処理 2 種以上*1*2
d 地盤(4)	●以下を同等の措置として認める ・防蟻上有効なシートを土壌表面に敷設*3 ・ベイト工法(特別評価方法認定を受けたもの)*1
f 床下(1)	●防湿フィルムは以下のような透湿抵抗のあるものであること*1,*3 ・JIS A6930 住宅用プラスチック系防湿フィルム ・JIS Z1702 包装用ポリエチレンフィルム ・JIS K6781 農業用ポリエチレンフィルム

※詳細については、必ず出典を確認のこと。

2. 省エネルギー対策

対象項目	説明
(1)のうち、断熱等性能等級 2 以上、省エネルギー対策等級 2 以上に関する部分	●以下を同等の措置として認める ・結露対策について内部結露計算条件に基づいた計算による通気層、防湿層の省略。(等級 2, 3 については防湿層のみ)*1

※詳細については、必ず出典を確認のこと。

出典

- *1 「日本住宅性能表示基準・評価方法基準技術解説(新築住宅)2016 (工学図書株式会社) (国交省住宅生産課等監修)」による
- *2 「戸建住宅のための住宅性能評価申請の手引き(2017) ((一社)住宅性能評価・表示協会)」による
- *3 「2015 年版木造住宅のための住宅性能表示 (公財)日本住宅・木材技術センター)」による